民生福祉常任委員会記録

平成29年4月27日

【開催日】 平成29年4月27日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時~午前11時15分

【出席委員】

委員	長	下瀬俊夫	副委員長	矢 田 松 夫
委	員	石 田 清 廉	委員	小 野 泰
委	員	三浦 英統	委員	吉 永 美 子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

	議長	尾山信義		
--	----	------	--	--

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

議会事務局長	中 村 聡	議会事務局次長	清 水 保
議会事務局主査兼庶務調査係長	島 津 克 則		

【付議事項】

1 議案第30号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について(生活)

午前10時 開会

下瀬俊夫委員長 おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。新年度初めての委員会のようですが、継続審査となっております議案第30号山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について御審議をいただくということになります。それではお手元の資料について確認をします。一つは条例施行規則の案が出ております。二つ目は3月16日の委員会記録の抜粋が出ております。前回の協議会で中身について、いろいろ意見が出されましたので、事務局のほうで検

討項目をそれぞれまとめていただいております。本日も議会事務局との協議ということになりますが、この検討事項について、最初に説明をお願いします。それではよろしくお願いします。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長

それでは資料の説明をさせていただきま す。A3の条例検討事項を御覧ください。これまでの空家条例の議論、 協議を踏まえ、まとめたものです。条ごとにまとめており、上段が条文 等、左下がこれまで議論してきた検討点、右下が今後、執行部に説明を 求める事項となっています。まず第1条、条例の目的についてです。新 条例の目的は「生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄 与」ということで「空家の適正管理」という観点で定められています。 特措法では「空家の適正管理」に加え「空家の活用を促進、地域の振興 に寄与」ということで「空家の利活用」という観点も取り入れています。 次に検討点です。新条例の目的が旧条例と同じで、「空家の適正管理」と いう観点で定められており、変わっていない。特措法では「空家の利活 用」も目的の一つとなっており、新条例の目的に「空家の利活用」を追 加する必要があるのではないかという議論がございました。では、なぜ 新条例の目的に「空家の利活用」を規定しなかったのかを執行部に説明 を求める事項としています。次に第2条の定義についてです。特定空家 等と管理不適切空家等の定義の一部を抜粋して記載しています。特定空 家等とは「周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切で ある状態にあると認められる空家等」と定義されています。管理不適切 空家等とは「周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等(特定空家等を除 く)」と定義されています。次に検討点ですが、定義を比べてみますと管 理不適切空家等とは「周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家」でありな がら、特定空家等を除くと定義されていることから、「放置することが不 適切ではない状態」つまり「放置しても問題のない」ものが管理不適切 空家等に該当するのではないのかと考えられます。また、その違いがよ く分からないという議論もありました。第9条に管理不適切空家等に対 し、情報の提供又は助言及び指導を行うとありますが、どのような指導 を行うのかについても議論がありました。ついては、特定空家等と管理 不適切空家等の違いについて、執行部に説明を求める事項としています。 次に第8条についてです。協議会委員の構成については、「法に規定する 者のうちから市長が委嘱する」「協議会の組織について必要な事項は規則 で定める」とされています。検討点として、具体的に規定されていない。 ある程度具体的に条例で規定すべきではないかという議論がありました。 執行部に対して、どのような人を委員として想定しているのか、規則に

規定するのか説明を求めることとしております。今回、条例施行規則(案) を資料請求しましたので、添付資料としてお配りしております。また、 執行部が協議会委員として想定している人を委員会で答弁しております ので、その部分を抜粋してお配りしておりますので御参照いただき、議 論していただけたらと思います。次に同条の規則委任についてです。条 例では「協議会の組織及び運営について必要な事項は規則で定める」、特 措法では「協議会の運営に関し必要な事項は協議会で定める」と規定さ れています。検討点として、協議会の運営については特措法のとおり協 議会で定めるべきではないかという議論がありました。協議会の運営に ついて規則委任しているのはなぜかを執行部に説明を求めることとして おります。次に第9条についてです。情報の提供の時期について、法の 規定により空家等の調査をした場合に情報の提供等を行うことができる とされています。検討点として、実施時期が限定されているが、情報の 提供等は随時行う必要があるのではないかということがありました。執 行部に対して、法の規定による調査を行った場合以外に情報提供は行わ ないのか説明を求めることとしております。同じく9条の支援について です。旧条例13条「必要な支援」、特措法第12条「必要な援助」と規 定されていますが、新条例では「情報の提供又は助言若しくは指導」と なっています。検討点として、旧条例の「必要な支援」が新条例では削 除されている。市の姿勢が後退したのではないかと議論になりました。 執行部に対して「必要な支援」をなぜ削除したのか、その理由について 説明を求めることとしております。最後にその他の基本理念についてで す。新条例は管理不適切空家等の取扱いなど一部特措法に上乗せし改正 していますが、その上乗せする理由が明記されていません。他市では、 空家対策に関する基本理念を条例に規定しているところもあります。本 市も基本理念を規定すべきではないかと議論になりました。空家対策に 関して、市に基本理念があるのか説明を求めることとしております。説 明は以上です。

下瀬俊夫委員長 これまでの議論を踏まえて、検討点、執行部に説明を求める 事項ということで非常に御丁寧にまとめ方をされました。取りあえず今 のところで御質問がありましたら。この第2条の件ですが、放置しても 問題のない空き家という、分かりやすく書けばこうなるということよね。 これはどういうふうに理解したらいいんですか。管理不適切空家の意味 がよく分からんということですかね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 管理不適切空家等を見ていただいたら、

周辺に悪影響を及ぼす空家等(ただし、特定空家等を除く)と書いてあります。ということは特定空家も含まれるのではないかと思われますが、特定空家等を見た場合、周辺環境を保全するために放置することが不適切である状態にある、要は周辺の生活環境の保全を図るためということですから、生活環境に悪影響を及ぼすという点では同じではないかと考えられるのではないかということでございます。

- 下瀬俊夫委員長 周辺環境に悪影響を及ぼす空き家でありながら、放置しても 問題がないという意味がね、悪影響を与える、そういう空き家でありな がら、放置しても問題がない空き家というのは、どういう空き家なのか というのがよく分からない。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 結局、そこの違いがよく分からないということで、説明を求めることとしております。
- 下瀬俊夫委員長 施行規則を見る限り、情報提供は適宜行うとなっていますよね。施行規則の第2条と条例9条の関係です。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 市民が市に対して適宜情報を提供するということでございます。6条は市民が随時、市に提供を行いますが、9条について、市が情報の提供を行う場合は、法に定める空家等を調査した場合についてのみ情報の提供を行うとされております。条例の施行規則案の第2条においても、市民は市長に適宜行いますが、市が適宜行うとは書いていません。
- 矢田松夫副委員長 条例の2条の特定空家と管理不適切空家の違いは前回資料 もらったガイドライン、これで違いを明らかにするという方向でいいん ですよね。いわゆる危険度、ABCDでつけた。管理不適切空家のほう が緩いということはないんだけど、別紙の3、別紙の4というふうにな っているから、そういうふうにして分ければいいんですね。

下瀬俊夫委員長 今の話は言葉の定義の話。

清水議会事務局次長 矢田副委員長が言われたのは、3月の定例会において執行部が出した必要な指針という、そのガイドラインのことですか。(「そうです」と呼ぶ者あり)これはあくまでも国が出したものですから、特定空家に対するガイドラインでありまして、市が規定しているのは管理

不適切空家というのは特定空家ではないというところでありますから、このガイドラインに当てはまる空き家ではないという考え方を持っていると思っております。先ほど島津が説明しましたが、管理不適切空家で特定空家でないものというのが、実際よく分からないです。今言いましたとおり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすものでありながら、放置することが不適切ではない空き家とは、どんなものだろうというところが、はっきり私どもにも分からなかったので、多分皆さんにも分からないのかなと思いますので、執行部としてはそういうふうに書いていることですから、どういったものなのかということをはっきり明確にしてもらわないと、次の議論に行かないのかなというところで、今説明を求める事項ということにさせていただいているところであります。

- 矢田松夫副委員長 どういう事項であるか、どういう内容かというのが、このガイドラインを見たら、その区分の仕方というのか、違いがこれで分かるんじゃないかなと思ったんですよ。別紙のガイドラインの上の部分が特定空家で、下の部分が管理不適切空家はこういうものですよという、その違いをガイドラインで示しているのではないかというように理解したんだけど。
- 清水議会事務局次長 見る限り、別紙4でも放置することが不適切である状態というところで書いてありますので、これは特定空家に当てはまるものですから、先ほど言った特定空家を除く管理不適切空家の中には入ってこない部分だと思います。放置することが不適切であれば、特定空家になるわけです。管理不適切空家は特定空家を除くということになっていますので、悪影響を及ぼすけれど特定空家を除くということは、事務局で考えたのは、そのまま置いておいてもいいような空き家なのかなという疑問形でしかないので、これですという答えが見当たりませんでしたので、書いているところです。

小野泰委員 (聴取不能)

清水議会事務局次長 特定空家の考え方として、倒れそうな空き家も特定空家でしょうし、倒れなくても、そのまま放置しておくことによって、別紙の4に書いてありますとおり、周辺の地域に悪影響を及ぼす、ゴミ屋敷になっているとか、草が生えて大変なことになっているとか、ほかの人が通れないとか、そういうものも特定空家の中に入っている。倒壊だけではなくて生活環境に著しく悪影響を与えるというものも、この指針を

見ると特定空家になっているというふうに読み取れるというところでございます。私どもが皆さん方の疑問に答えるような立場ではございませんので、あくまでも条例を見て疑問を感じたので、執行部に投げ掛けて、執行部がこういうものですよという回答をするべきだと思っております。

- 吉永美子委員 難しくて、だんだん分からなくなっているんですけど、現条例 の定義が第2条にあるじゃないですか。この中にある管理不全な状態と いうのが、今回の新条例にうたう特定空家、また管理不適切空家に当たるというふうに思ってよろしいんでしょうか。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 第2条に管理不全な状態について書かれ ておりますが、今の新条例の定義を見ますと、これが周辺に悪影響を与 えていると思いますので、それを放置することが不適切である状態なら ば特定空家ということしか条例からは読み取れません。
- 吉永美子委員 清水次長が言われたのが、草が生えていると、そうなってくると倒壊とは違うので、そうすると管理不適切空家にも入り込むのかなというふうに私は理解したんですよ。現条例の(2)のウ樹木や草が繁茂し、これは倒壊とは違うので、これがまさに管理不適切空家に入り込むのかなと思ったので、管理不全な状態という現条例でうたっているのは特定空家と管理不適切空家という、この二つが入っているという、この二つだと思っていいのかなと思ったんですけど、また違う形でしょうか。
- 清水議会事務局次長 新しい条例の特定空家の中の定義を見ていただきたいんですけど、これが二つ書いてありまして、最初に、そのまま放置すれば倒壊若しくは保安上危険なおそれがある状態、これが旧条例でいうアとイとか、老朽化により倒壊のおそれがあるとか、強風により建築材が飛んでくるとか、そういうような状態が特定空家の前段の部分。それから「又は」の後で、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、それから適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、それが旧条例でいうウから下、そういったものがここの部分に当てはまる。そういう状態で放置することが不適切である、倒れそうで危ないもの、衛生上有害なもので放置することが不適切である状態が特定空家であるというような定義と読み取れるのではないかと思います。

吉永美子委員 旧条例の管理不全な状態というのは、新条例案の(2)(3)の

両方に関連すると思っていいのかと聞いている。

- 清水議会事務局次長 特定空家については管理不完全な状態が全て当てはまるのかなと思っております。そのまま放っておくと駄目だよというのが特定空家である。管理不適切空家については周辺の生活環境に悪影響を及ぼすということですからアとイは当てはまらないということですね。ウ以下の悪影響を及ぼすものが該当すると思います。ただ、放置することが不適切ではないというところが関わってくると思っております。
- 吉永美子委員 なぜお聞きしたかというと、現条例の第8条に助言、指導及び 勧告とあって、管理不全な状態であると認めるときはというふうにあり ますよね。必要な措置について助言又は指導を行うことができるとあっ て、指導を行ったんだけども駄目であれば勧告を行うことができるとう たっているわけですけども、新条例案は第9条に管理不適切空家等であ ると認めるときは云々とあって、助言若しくは指導を行うことができる で終わっているわけですよ。弱くなっているというか、そこがなぜ後退、 勧告というところが消えてしまったのかなというところを思ったので、 管理不全な状態というのはどこまでを言っているんでしょうかとお聞き したんですけど。そうすると第9条については現条例よりも後退したと いうふうに思えるのではないかと思うんですが、どうお考えでしょうか。
- 清水議会事務局次長 現条例の第8条、第9条については特措法の第14条に 規定するもので行うというところの答弁があったと思います。ここでい うきつい指導を行って、それに基づかなければというのは全部特措法に 基づく第14条です。特定空家等に該当するものは第14条で行うとい うことです。第9条は特定空家ではない、管理不適切空家に対しての規 定であります。特定空家に該当するものは第9条での助言指導ではない ということです。
- 吉永美子委員 管理不適切空家というのは特定空家と、現条例のいう管理不全 の状態の二つをまたがるので、第9条については勧告までは入り込まな いということですよね。
- 清水議会事務局次長 そう思います。対処しなくても大丈夫だと思っておられるということですから、当然そこまではいかないという状態だというふうに思います。

下瀬俊夫委員長 この判断は行政が行うことになるんですか。線引きは。

- 清水議会事務局次長 そこまでは分かりませんが、基本的には市が行うものですし、計画に基づいて、協議会の判断を仰ぎながら、市が最終的には決めていくのだろうというふうには思っております。私もこの条例、規則を読んだだけでの判断で話をしておりますので、執行部側が本当にそう思っているかというところは分かりません。その辺りは全部執行部側にお尋ねになっていただけたらと思っております。
- 石田清廉委員 何回聞いても、特定と管理不適切については、当初は管理不適 切程度の、生活環境に悪影響を及ぼす程度の状況ですけど、やがては、 時間が来れば特定に移りますよね。危険若しくは保安上危険であるとか、 衛生上有害であるというふうに特定に移っていく状況ですよ、これは。 最初は管理不適切程度の空き家かも分からないけど、数か月たてば危険 性もだし、衛生上も今度は特定に移りますよね。それはどの辺で区切る んですか。
- 清水議会事務局次長 特定空家と管理不適切空家の判断が、これを見て分から なかったので疑問点として上げておりますので、それに対してのお答え は難しいと思っております。
- 石田清廉委員 空き家にする状況のときの所有者の義務として何か付け加える ものがあるのではないかと思うんですよ。例えば、この家については両 親が高齢化したもので、若い人は都会にいて、この家は空き家になりま すよと届出義務みたいなものは付けられないんですか。空き家にします と、一定期間以上の空き家。そうすることによって情報はおのずと書類 によって空き家が発生するという、管理は最初からできるわけですよね。 そういう条項を足すことはできませんかね。

下瀬俊夫委員長 今日の議論はそこまでは。

- 石田清廉委員 ここに何か付け加えてくれたら、今のがはっきりしてくるよう な気がする。
- 清水議会事務局次長 私どもは皆さんの議論を踏まえた上で、今後執行部に対してどう持っていくかというところの資料しか出しておりません。その後の議論については、是非執行側の返事を聞きながら、キャッチボール

をしていただけたらと思います。

- 石田清廉委員 今みたいなことは執行部とやるときに言えばいいということね。
- 矢田松夫副委員長 特定空家と管理不適切空家の違い、違いの境界が理解できない。何度見ても、何度聞いても理解できない。僕の頭では理解できない。類似事項というか、言葉の境界というか。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 今までの議論でそこがよく分からないということがあったので、今回、特定空家と管理不適切空家の違いについて執行部に説明を求めようということにしております。
- 清水議会事務局次長 ある程度の部分については執行部の説明とか条文を見て、 私どもで説明できるところについては説明してきております。それでで きないということになると、私どもとしても理解できない部分でありま すので、ここにあります執行部に説明を求める事項ということでまとめ ていますので、そこで執行部にしっかり聞いていただくしかないと思っ ております。
- 下瀬俊夫委員長 検討事項の内容というのは説明を求める話ではなく、検討する内容についてです。
- 吉永美子委員 事務局としての捉え方として、せっかく出していただいた資料、協議会の委員として、生活安全課として持っている案ということでありますが、これは規則の中にも現実には、おなかの中にあるだけで、うたってはおられないということが分かったということでよろしいですよね。あくまでも新市長がどう捉えるかによって決まるということなので、ここの部分はお答えについては、もうあったと思わないほうがいいのかなというふうに思いました。もう1点は先日、宇部市の空家等対策の推進に関する条例というのを参考として出していただいたんですけれども、それぞれの市の捉え方として、宇部市は管理不適切空家まではうたわないで、特定空家等であると疑われる空家ということで、山陽小野田市のほうが、条例案の不備については置いておいて、もっと突っ込んで、ひどい状態ではないけれど将来危ないよねというところにまで思いを疑らして、うたっていきたいという課としての気持ちだということは評価してよろしいですよね。そこまでは宇部市の場合うたっていないということははっきりしているわけですね。この条例でいうと、そこは読み取れ

ないから、山陽小野田市のような条例として読み取れないので、その辺 はどう思われますか。どうでしょうか。

- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 恐らく宇部市の条例も参考にされている と思いますので、執行部に問い掛けていただいたらと思います。
- 清水議会事務局次長 執行部側に出す資料としてこれでよろしいかどうかとい うことと、説明を求める事項をもう少し増やしたらいいじゃないかとか、 そういったところを議論していただけたらと思っています。
- 石田清廉委員 情報の件ですけど、指摘事項は調査を行った場合以外に情報提供は行わないのかと、これを執行部に説明を求めなければいけないのと、それに付随して、こちらのほうも聞いていいわけ。施行規則の案に情報提供があって、市民などは6条の規定により情報提供をしようとするときは空き家などの情報提供書を市長に提出する方法、その他適宜の方法により行うものとすると書いていますよね。こちらでは調査を行った、特定の調査を行った場合のみのということですね。

下瀬俊夫委員長 主体が違うから。市民と市の。

- 石田清廉委員 市民からは随時受けるんでしょ、情報は。そういう解釈でいい んよね。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 そのとおりでございます。あくまでも規 則は案ですので、これに基づいて執行部に尋ねるのはちょっと。
- 清水議会事務局次長 今の件ではっきりさせておきたいのは、情報提供は2種類ございまして、規則にある第2条は新しい条例の第6条の市民等の役割、その中で市民が周りを見て管理不全な空家等を見つけたら、ここがこんな状態ですよということの情報提供をしてくださいというものです。ですから市民から市に対しての情報提供です。今回問題にしているのは第9条ということですので、これは市長が空家等の調査をしたときに、管理不適切な空き家であると認めるようなところに、もう少しこうしたらどうかとか、そういった指導、助言をするということですから、これは市長から空き家の所有者等に対して情報を提供するというものです。それも随時すべきではないかというふうに思います。条例上は法第9条第1項の調査をした場合にというところで限定しておられる。調査した

ら情報提供しましょう。それ以外のときは情報提供しないのかというと ころがあるので、その辺りをどう考えておられるでしょうかというよう な投げ掛けをしたらどうかというようなものでございます。

- 吉永美子委員 今回の条例案について、先ほどの情報提供又は助言等というところで、要は勧告というか、そこにまで踏み込んでいないということを言いましたけれども、少なくとも、やはり調査をした場合に、分かったのだったら、指導を行わなければならないというふうに、できる規定ではなくて、しなければならないというふうに規定をすべきではないかと考えるんですけど、一応意見として申し上げたいと思います。この辺は課に聞いていきたいと思います。
- 下瀬俊夫委員長 今回の検討事項には入ってないんですが、なぜ特措法に委任をして、きちんとまともな条例にしなかったのかという問題意識が僕の中にあるんですが、それはなぜかといったら、空き家の利活用についての行政の姿勢が余りよく見えないというところにつながっているんですね。法があるから協議会の設置条例を作ったという、そういう感じがしてしょうがないんです。行政として空き家の利活用も含めて、本当にこれをどうにかしたいというふうな姿勢が余り感じられない。そこら辺の検討というか、条例を作る上での基本的な問題ですよね。そこら辺についてきれば質問したいと思っているんですが、どうなんでしょう。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 その他の中に記載したいと思います。

下瀬俊夫委員長 その他のところの基本理念とも関わってくる問題と思います。

- 吉永美子委員 第8条のところで規則委任の部分で事務局からも話があり、正にそのとおりだと思ったんですけど、よその市を見ると山陽小野田と同じようにやっているところがあって、そこまで深く考えていなかったのかなと思うんですけど、この辺について違和感を事務局としても持たれていると思いますし、ほかの市が山陽小野田と同じようにうたっていることについて、どのように思っておられます。
- 清水議会事務局次長 事務局としては分かりません。ただ、条例を見て、法律 を見比べた上で、運営に関することについて二重になっているので、実 際どこで決めるのということになると、条例でいくと市が決められると いうことになっていますけど、法では協議会で決めなさいとなっている

のに、どうなんですかということを聞いていただいて、他市を参考にされたと思うので、その辺りも聞かれたらと思っております。

吉永美子委員 現実には特措法から外れたというふうに思っていますよね。

- 下瀬俊夫委員長 条例上、協議会の設置について基本的に施行規則にうたうわけですが、施行規則の中では、協議会の運営については書いてあるんですが、メンバーについては具体的に何もないよね。ここら辺はきちんと施行規則の中に具体的にうたう必要があるのではないかと思うんですが、条例上うたったほうがいいんですか、施行規則でうたったほうがいいんですか。
- 清水議会事務局次長 それぞれの考え方だと思います。法律の中には議員ということも書いてあります。執行部側は議員を想定しておられません。その辺りについて、やはり議員の中で協議をしていただく必要があるのかなというふうにも思います。本来入らないというような取決めをしておりますが、法が決めたものについては入ると、では、なぜこの法の中で議員まで入れようとする立法ができたのかというところも、執行部側としては議員を外した理由もあろうと思います。今言われたどちらに決めるか、主体がどこかというところがあるんですが、規則にも決めないで、何も決めないということになると、先ほど吉永委員が言われたとおり、その時々によって対応が全て変わってしまうというところですから、やはり、法的な考え方からすれば、条例でなくても、施行規則の中でも、ある程度の方向性は出した上で、その他市長が必要と認める者ということは必要だと思います。市民公募が必要だと書いてあれば、市民公募も規則の中で定める。そのぐらいのことはすべきではないかなと事務局としては思っています。
- 下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。これは以前から問題になっている、いわゆる行政の必要な支援の問題ですよね。これまでも事務局との議論の中でも、支援というのはいろんな方法があるということで、支援というのを入れても、入れなくてもいいのではないかみたいな話もあったんですが、旧条例にあった支援が、新条例でなくなった意味ですよね。ここら辺は提案者の意図がどこにあるのかを確認したほうがいいと思います。
- 矢田松夫副委員長 全体的に9条の関係の支援も含めて、空き家が増えている から特措法ができて、適正管理をさせようというのに、平成24年にで

きた市の条例よりは、今回非常に全体的に後退しているというか、そういうふうに見えるんだけど、条例を見てみると。空き家が増えるから特措法で強く指導しなくてはいけないのに、ざる法みたいに穴が開いているというか、前回よりは厳しくないよね、全体を見ると。と感じるんだけど、何回見ても。甘くなっているというか、市の責務を含めて。と感じないですか。

- 清水議会事務局次長 基本的に今まで特措法がなかった時代でも空き家がたく さんあったので各市町は困っていたということがあって、法がないので 条例で作って、どうにか対処しようということで始まったのがこの条例 であって、山陽小野田市もそれに基づいて危険空き家について対応して いたというところだと思います。全国的な問題として取り扱いたいとい うところで特措法ができて、全国的にやりましょうということになった ということであります。市としてはうちの条例で対応していたものから 特措法に移ったという考え方なのかなと思います。ただ、第4条の市の 責務があります。新条例においては必要な施策を実施しなければならな いとなっています。特措法では努めるものとするという努力義務なんで すよ、だけど市としてやっていくんだという強い姿勢を見せるために、 ここは義務規定にしたんだ。それから第5条も所有者が適切な管理を行 わなければならないとしています。特措法では努めるものとするとして おります。第7条、空家等の対策計画も定めることができるというもの を、市としては定めて実施しますというところで書いてありますので、 市の姿勢としては特措法を実施していくんだという強い姿勢があるとい うところで、この条文を見ることによって、後退しているというような 姿勢には見えません。
- 矢田松夫副委員長 第4条のところでも、関する必要な施策を実施しなければならない、この「必要な」という言葉ですよね。反対に必要なければしなくてもいいということだろうか。今までは適切な施策を講じなければいけませんとなっていたのを必要なだから、緩やかになったような気がせんこともないんだけど。「必要な」という言葉。「適切な施策」になっていたものを「必要な」に変えているわけよね。
- 清水議会事務局次長 第4条は今までも必要な施策を実施しなければならないと書いてあります。「適切な」は第5条の空家の管理が適切な管理を行わなければならないというところだけであって、必要な施策を実施しなければならないというのは不必要なことはしなくてもいいというような、

そんな考え方ではなくて、実際的にちゃんとしたものはしていくんだという考え方で作っておりますので、そこまでは考えられなくてもいいのかなと思っております。

- 矢田松夫副委員長 2条の関係も管理不適切なとなっているよね。ここだって 「適切な」字句というか、このほうが、効力が強いのではないかと思っ たんです。「必要な」という言葉よりは。
- 吉永美子委員 先ほど条例案の第9条で「行わなければならない」とすべきだ と申し上げましたけども、特措法は「努めるものとする」とあるんです ね。「努めるものとする」と「できる」はどちらが強いんですか。
- 清水議会事務局次長 第9条と第12条とを比べてみるというのはちょっと違うと思っています。特措法第12条は管理不適切な空き家に対してではないわけです。空き家全体に対して管理ができるように情報の提供とか助言とか必要な援助をしましょうねというところです。旧条例の第13条と全く同じです。第9条は空き家全体ではなくて、管理不適切な空き家に対しての助言ですから、比べるではなくて、新たに付け加わったという考え方のほうがいいのかなと、普通の空き家については旧13条がなくなりましたけれど、法の12条があるわけですから、それに基づいて管理不適切ではなくても、所有者に対して適切な管理をするような助言、指導というものを行うように努めるものとするというものは残っていると思っています。第12条は空き家全てに対して、第9条は管理不適切な空き家に対してというところですから、若干違うのかなというふうには思っています。
- 吉永美子委員 言葉としてどうなのかと聞いたつもりだったんですけど、「努めるものとする」と「できる」はどちらが強いのかと聞いたつもりだったんですが、第12条は、確かに言われるとおり管理不適切空家という部分だけではないと分かっていますが、この12条全てに当たる分というのは、条例改正案の中のどこにうたっているんですか。
- 清水議会事務局次長 旧条例の13条のことですか。特措法の12条ですか。 (「そうです」と呼ぶ者あり)特措法の12条に対するものは新条例には ないと思っています。第14条と全く同じで、特措法に基づく対応をす るんだというところだと思っております。

- 吉永美子委員 改めて聞きますが、「努めるものとする」と「できる」はどちら が強いんですか。
- 清水議会事務局次長 「努めるものとする」と「できる」を比べるのは難しいんですけど、「できる」規定と「しなければならない」を比較することはできるんですが、「努める」というのは頑張りましょうということです。(「やってもいい」と呼ぶ者あり)やってもいいというか、するようにしましょうと。(「できなくてもいい」と呼ぶ者あり)できなくてもいいではなくて、そういうことを考えて、しなくてはならないではないですけど、「努めるものとする」ですから、やっていきましょうということです。「できる」規定は必要があればできるであって、必要がなければしなくてもいいというところだとは思います。
- 吉永美子委員 私が申し上げたいのは「努めるものとする」のほうが強いというふうに私が認識しているということなんです。「できる」という形ではなくて、「しなければならない」というほうが山陽小野田市の条例として、ここをもっと強く、特措法より強く打ち出せられる、ほかのところでは強く出したりしているわけですから、そういうふうにしたほうが「努めるものとする」よりも弱いのではないかという、どちらかといえばイコールよりも「>」ちっさいほうに行くのかなというふうに思ったんですけど、そういう意味でお聞きしたつもりなんですよ。
- 清水議会事務局次長 第9条を、指導を行わなければならないということにす るのであれば、当然「できる」よりも「しなければならない」のほうが 強いです。
- 下瀬俊夫委員長 執行部の説明を聞いて感じたんですが、例えば必要な支援とか、いろんなことを含めて、基本的に全て協議会の中で議論してもらう。協議会の中で決まったことを執行部が受けてやるかのような印象が非常に強かったんです。空き家の利活用も含めて、行政側の基本的な姿勢なり、方向性がもっといるのではないかと思っているんですね。例えば、よその市でやっているように、空き家のリフォームを行政がきちんとして、方向として持っているとか、そういうのは利活用の促進については具体的な支援だろうと思っているんですが、そういうことも含めて全部協議会の中で議論してくれというふうに感じるんですね。これは行政の姿勢として僕は、事務局に聞くのは大変あれなんですが、行政の姿勢としてちょっと違和感があるんです。協議会に全てお任せしますというの

は、それは楽でいいんだけど、執行部としてどういう考え方を持っているのかというところが、なかなか具体的なものが出てこないという、議論しても出てこないという感じがしてしょうがなかったんですが、ちょっとその懸念を感じるんですね。今回の設置条例が協議会の設置条例になっているんだけど、全体的に利活用の方向性が見えないのはそのせいかなという感じがしているんですけど、これも合わせて執行部に聞いてみます。ほかにありますか。それと1条ですよね。今回の条例改正は空き家の利活用がテーマなんだけど、これが抜けているというのは、別に抜かしても大丈夫と思ったんでしょうかね。そこは法制との関係ではどうなんでしょう。別に関係ないんですか、目的の中に抜かしても。

清水議会事務局次長 ですから執行部に説明を求める事項ということで書いてあります。特措法は空き家の適正な対策と利活用も入った法律です。今のままでいくと、新条例は利活用ではなくて空き家の適正な管理の条例なんですということになっています。それでいいかどうかということは執行部でないと分かりませんので、それでいいということであるから、こうやっていらっしゃるんだろうと思うので、何で利活用は要らないのというところは聞いてほしいと思って、そこに書いております。その辺りの執行部の答弁を聞かないと何とも申し上げられない状況であります。

下瀬俊夫委員長 ほかになければ、休憩に入ります。

清水議会事務局次長 最後に一言だけ。いろいろ事務局としての見解を述べさせていただきましたが、あくまでも執行部側の考え方ではございませんので、その辺りはしっかり考えていただいて、考え方が違うということもあると思いますので、その辺りは御了承いただきたいと思います。

下瀬俊夫委員長分かりました。それでは10分まで休憩します。

午前11時2分 休憩 午前11時10分 再開

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。大体今出た意見について、この次の委員会で執行部を呼んで、それぞれ皆さんの思いも含めて議論してもらう

ということになります。この次の委員会をいつ頃設定したらいいかということです。5月は臨時会が23日から入りますので、連休明けにやったらどうかなと思います。日程的にはどうなんですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 ある程度決めていただいたら調整を取り たいと思います。(発言する者あり)8日の午後、9日の午前午後、10 日の午後で調整を取ります。

下瀬俊夫委員長 9日10時を本命に、8日と10日の午後に入る可能性もあります。以上で今日の委員会を終わります。

午前11時15分 散会

平成29年4月27日

民生福祉常任委員長 下 瀬 俊 夫